

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（港湾の施設に関する技術上の基準等）

第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設（以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。）は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2 4 （略）

（登録の更新）

第五十六条の二の四 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 （略）

（手数料の納付）

第五十六条の二の二十 第五十六条の二の二第二項の確認（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2 （略）

水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（抄）

（水先人の免許）

第四条 水先人になろうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

2 水先人の免許は、水先区ごとに、かつ、次に掲げる資格別に与える。

一 一級水先人

二 二級水先人

三 三級水先人

3 前項各号に掲げる資格を有する者が水先業務を行うことのできる船舶は、次の表の上欄に掲げる資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる船舶とする。

一 一級水先人	すべての船舶
二 二級水先人	総トン数五万トン（積載物の種類その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶については、総トン数二万トン）を下らない範囲内において政令で定める総トン数を超えない船舶
三 三級水先人	総トン数二万トンを下らない範囲内において政令で定める総トン数を超えない船舶（前号の政令で定める船舶を除く。）

（免許の要件）

第五条 水先人の免許は、次に掲げる要件のすべてを具備した者でなければ、与えない。

一 （略）

二 第十四条及び第十五条の規定により国土交通大臣の登録を受けた水先人養成施設（以下「登録水先人養成施設」という。）において、前条第二項各号に掲げる資格に応じ、水先区ごとに、船舶の操縦に関する知識及び技能その他の水先業務を行う能力を習得させるための課程を修了したこと。

三 （略）

2 （略）

（水先人試験）

第七条 水先人試験は、第四条第二項各号に掲げる資格に応じ、免許を受けようとする水先区の実情に即して水先業務を行う能力があるかどうかを判定することを目的とし、その内容には、実際のなものと理論的なものを含まなければならない。

2 水先人試験は、身体検査及び学術試験とする。

3 身体検査に合格した者でなければ、学術試験を受けることができない。

4 学術試験は、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる事項について行う。

- 一 海上の衝突予防に関する法規その他当該水先区の航法に関する法規
- 二 当該水先区の風位、風力、天候、潮汐、潮流その他気象及び海象に関する知識
- 三 当該水先区の水路、水深、距離、浅瀬等の航路障害物、航路標識その他重要な事項に関する知識

四 船舶の操縦に関する知識及び技能

- 五 その他水先人として必要と認められる知識又は技能であつて国土交通省令で定める事項
- 5 筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

(免許の更新)

第十条 (略)

2 (略)

- 3 国土交通大臣は、前項の規定による水先人の免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者がその資格に応じ水先業務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び技能を習得させるための講習(以下「水先免許更新講習」という。)であつて第二十九条及び第三十条の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録水先免許更新講習」という。)の課程を修了した者でなければ、水先人の免許の有効期間の更新をしてはならない。

4 (略)

(登録の更新)

- 第十六条 第五条第一項第二号の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録の更新)

- 第三十一条 第十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(水先区)

- 第三十二条 水先区の名称及び区域は、政令で定める。

(強制水先)

第三十五条 次に掲げる船舶（海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。）の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、第四条の定めるところにより当該船舶について水先をすることができる水先人を乗り込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ（期間傭船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は水域において国土交通省令で定める回数以上航海に従事したと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一 日本船舶でない総トン数三百トン以上の船舶

二 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する総トン数三百トン以上の日本船舶

三 前号に掲げるもののほか、総トン数千トン以上の日本船舶

2 前項の政令で定める港又は水域のうち政令で定めるものについては、同項各号に掲げる船舶の範囲内において、当該港又は水域における自然的条件、船舶交通の状況、水先業務の態勢その他の事情を考慮して、政令で、同項本文の水先人を乗り込ませなければならない船舶を別に定めることができる。この場合において、同項本文の規定は、当該港又は水域においては、当該政令で定める船舶以外の船舶については、適用しない。

（水先人会）

第四十八条 水先人は、水先区ごとに、一個の水先人会を設立しなければならない。

2 水先人会は、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所（会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行うための事務所をいう。以下同じ。）の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

3 水先人会は、法人とする。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、水先人会について準用する。

（水先人会の会則）

第四十九条 水先人は、水先人会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 （略）

3 水先人会は、その会則を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、水先会の事務所の所在地その他の国土交通省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

(水先人会の登記)

第五十条 水先人会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(入会)

第五十二条 水先人は、その免許に係る水先区に設立されている水先会に入会しなければならない。

(日本水先人会連合会)

第五十五条 全国の水先会は、日本水先人会連合会を設立しなければならない。

2 日本水先人会連合会は、水先会の会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本水先人会連合会は、法人とする。

4 (略)

(水先会に関する規定の準用)

第五十八条 第四十八条第四項、第四十九条第三項、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定は、日本水先人会連合会について準用する。

(水先会又は日本水先人会連合会に対する勧告)

第六十四条 国土交通大臣は、水先会又は日本水先人会連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、水先会又は日本水先人会連合会に対し、その行う業務について勧告することができる。

(報告及び検査)

第六十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、水先人、水先会若しくは日本水先人会連合会に対してその業務に関する報告をさせ、又はその職員に水先人、水先会若しくは日本水先人会連合会の事務所その他の事業場若しくは水先船に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(職権の委任)

第七十二条 この法律の規定により国土交通大臣の職権に属する事項は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に行わせることができる。

行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第四条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であつて、当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの(当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。)

( ) については、次章及び第三章の規定は、適用しない。

一 (略)

二 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人

3・4 (略)

組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)(抄)

(適用範囲)

第一条 別表一の名称の欄に掲げる法人(以下「組合等」という。)( )の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

(登記事項)

第二条 組合等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

- 五 存続期間又は解散の事由を定めるときは、その期間又は事由
- 六 別表一の登記事項の欄に掲げる事項

(特則)

第二十六条 次に掲げる法人については、第二条第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

- 一 行政書士会及び日本行政書士会連合会
  - 二 司法書士会及び日本司法書士会連合会
  - 三 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会
  - 四 税理士会及び日本税理士会連合会
  - 五 土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会
- 28 (略)

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八号)(抄)

附則

第十条 一部施行日に、旧水先法による水先人会(以下「旧水先会」という。)は、新水先法による法人たる水先人会(以下「新水先会」という。)となり、旧水先会の役員は、退任するものとする。

2 (略)